

相談・通告先

緊急時は 警察 110番へ！

●八王子市子ども家庭支援センター
東町5-6クリエイトホール1階
TEL042-656-8225
休館日：毎月第1火曜日・年末年始
開館時間：9:00～19:00（日曜、祝・休日は17:00）

●地域子ども家庭支援センター

- ・館(たて) 館町156館事務所2階
TEL042-661-0072
- ・石川 石川町481石川事務所2階
TEL042-648-0040
- ・みなみ野 みなみ野6-1-1
TEL042-635-4152
- ・南大沢 南大沢2-17-5
TEL042-678-3100
- ・元八王子 大楽寺町419-1元八王子事務所2階
TEL042-624-8300

休館日：日曜、祝・休日、年末年始
開館時間：9:00～17:00

●東京都八王子児童相談所
八王子市台町3-17-30
TEL042-624-1141
休所日：土・日曜、祝・休日、年末年始
開所時間：9:00～17:00

【夜間、土・日曜日、祝・休日など児童相談所閉所時の緊急相談窓口】

●東京都児童相談センター
新宿区北新宿4-6-1東京都子供家庭総合センター内
TEL03-5937-2330

通告した人はどうなるの？

通告しても民事責任や刑事責任を問われることはありません！

虐待を通告することが、子どもや虐待している保護者の名誉やプライバシーの侵害にあたるという理由で、民事責任や刑事責任を負うことはありません。守秘義務違反にもなりません。虐待は子どもの生命に危険がおよび、子どもの人権を著しく侵害するものであり、国民としての通告義務は守秘義務に優先します。仮に通告したことで嫌がらせや報復があれば、逆にそのことで保護者の方が民事責任や刑事責任を負うこととなります。通告した結果、虐待がなかったとしても問題ありません。

したがって、虐待かなと感じたら通告をためらわないでください。

通告者の氏名等が漏れることはありません！

通告を受けた子ども家庭支援センターや児童相談所では、通告者の氏名やそれを特定させる情報を保護者に漏らすことはありません。通告に基づいて保護者と接触する場合にも通告者に迷惑がかからないよう十分に注意します。それでも保護者が通告者を推定して嫌がらせや報復があれば、通告者は上記のように保護されます。(このことに関して気になることや心配な点があるときは通告の際にそのことについては十分に相談してください)